

情報通信審議会 情報通信技術分科会 電波有効利用方策委員会
VHF/UHF帯電波有効利用作業班（第1回）議事要旨

1 日時

平成18年7月14日（金）10時30分～12時00分

2 場所

総務省 講堂（中央合同庁舎第2号館 地下2階）

3 出席者（敬称略）

（作業班構成員）梅比良構成員（茨城大学）以外の構成員（ただし代理を含む）
（総務省）

稲田電波政策課長、小泉電波政策課周波数調整官、大野電波政策課周波数調整官

4 議事

- （1）作業班の構成について
- （2）作業班の運営方針等について
- （3）分類別代表者について
- （4）検討の背景について
- （5）作業班の検討の進め方について
- （6）当面の検討課題と今後の検討スケジュールについて

5 議事概要

- ・ 稲田電波政策課長より挨拶があった。
- ・ 第2回電波有効利用方策委員会にて VHF/UHF 帯電波有効利用作業班の主任に指名された（社）電波産業界の若尾専務理事より挨拶があった。
- ・ 事務局より、作業班の構成員（個人の紹介は省略）と事務局の担当者の紹介があった。
- ・ 配布資料及び参考資料の確認について事務局より説明があった。
- ・ 議事（1）作業班の構成について、資料 2022-VU 作 1-1、1-2、1-3、1-4、1-5 に基づき、事務局より説明があった。
- ・ 議事（2）作業班の運営方針等について、資料 2022VU 作 1-1、1-2 に基づき、事務局より説明があった。
- ・ 議事（3）分類別代表者について、資料 2022-VU-作 1-6 に基づき、若尾主任より分類別代表者の紹介があった。
- ・ 議事（4）検討の背景について、参考資料 VU 作 1-1 及び 1-2 に基づき、事務局より説明があった。

- ・ 議事（５）作業班の検討の進め方について、資料 2022-VU 作 1-2 及び 1-7 に基づき、事務局より説明及び提案があった。
- ・ 議事（６）当面の検討課題と今後の検討スケジュールについて、資料 2022-VU 作 1-1、1-8、1-9、参考資料 VU 作 1-3 に基づき、事務局より説明があった。
- ・ 議事次第 6 その他として、次回会合について、事務局から説明があった。

6 議事内容

議事について以下のような説明及びやり取りがあった。

- (1) 資料 2022-VU 作 1-3 別紙 2 「各分類に属する提案システム及び提案者一覧」と、資料 2022-VU 作 1-4 「各分類に属する検討対象システム」の、提案システムの類型化と提案システム数の違いについて。
 - ・ 当初事務局が取り纏めた分類（資料 2022-VU 作 1-3 別紙 2）が正しいかどうか各システム提案者に確認したため分類の仕方が変わった。また、作業班構成の考え方¹に基づき検討対象外となった提案システムがあった。そのため提案システム数は 181 から 164 に減少した。こうした作業の結果、本作業班で取り扱う提案システムを分類したのが、資料 2022-VU 作 1-4 「各分類に属する検討対象システム」である。なお、検討対象外となった提案システムについては、事務局が理由を示し、説明を行った。
- (2) 資料 2022-VU 作 1-5 「作業班構成員」について。
 - ・ 傍聴者と作業班構成員に配布された資料に違いがある。作業班構成員用の資料には、今後の検討作業を進める上で相互に連絡を取る必要があり、また、作業班内で個人情報を開示することについて既に了承をいただいているので、個人情報を掲載している。一方、傍聴者用の資料には、個人情報は掲載されておらず、非公開である旨ご了解いただきたい。なお、若尾主任より、個人情報は本作業班の活動でのみ使用するよう注意があった。
- (3) 資料の訂正について。
 - ・ 資料の記載内容について誤りがあった場合は、事務局へお申し出いただければ、対応させていただきます。
- (4) 資料 2022-VU 作 1-6 「分類別代表者」の決定方法について。
 - ・ 資料 2022-VU 作 1-2 「VHF/UHF 帯電波有効利用作業班 運営方針」の 2 「作業班の運営等」（7）の規定に基づき、主任が分類別に代表する者を作業班の中から指名した。本

¹ ①無線通信規則第 5 条において規定されている周波数の分配に反しているもの、②新たな周波数の割当を受けることなく実現可能なもの以外の提案システムの提案者をもって作業班を構成する（資料 2022-VU 作 1-2 及び 1-3 参照）。

来であれば、システム分類別に、作業班構成員の中で、代表者を決めるべきであるが、ひとまず主任が代表者を指名させていただいた。今後、システム分類別に作業が進められていくなかで、代表者を交代すべきというご意見があれば主任にご相談いただき、また、交代する場合にはその旨の届出を事務局経由で主任に行い、その後、改めて主任が代表者を指名することとする。

(5) 資料 2022-VU 作 1-2 「VHF/UHF 帯電波有効利用作業班 運営方針」の2「作業班の運営等」(9)の規定にあるアドホックグループについて

- ・ 作業班の内外の者に係らずアドホックグループを設置することができ、その必要性が生じた時に主任が決定する。

(6) 資料 2022-VU 作 1-3 別紙 1 及び別紙 2 でデジタル放送として分類されているギャップフィルターの項目が、資料 2022-VU 作 1-4 では設定されていない経緯について。

- ・ 作業班を立ち上げるにあたり、改めて各提案システムがどこに所属するかお尋ねさせていただいた。その結果、(株)東京放送及び日本放送協会がご提案されているギャップフィルターは、デジタル放送のマルチメディア放送として分類した。事務局が提案募集の取り纏めを行った際の分類である資料 2022-VU 作 1-3 (1次分類案)から、作業班設置にあたって検討対象を再分類した資料 2022-VU 作 1-4 (現行分類案)へ至るにあたり、分類項目としてのギャップフィルターは無くなったが、マルチメディア放送として再分類されたのであって、検討対象外になったわけではない。

(7) 分類別代表者が召集する会議について。

- ・ 分類内や分類間の意見調整に係る会議は、主任が召集するのではなく、各分類別代表者が召集する。こうした各分類別作業班での議論や検討を、作業班会合へインプットし、あるいは調整するという形で、作業班会合を進めていく。作業班会合とは、作業班構成員全員が参加する全員参加会合と、代表者のみが参加する代表者会合を指し、分類別代表者が召集する検討会や打合せ等は対象外とする(“作業班の外側”)。

(8) “作業班の外側”の議論において、パブリックコメントで提案されたシステムや、システム提案を行った者以外の関与の可能性について。

- ・ “作業班の外側”の会議とは、分類内あるいは分類間での議論であって、分類以外のシステムを検討対象に入れることは考えていない。“作業班の外側”の会議は、あくまで作業班会合に対してインプットしていただくためであって、必然的に作業班の範囲内の作業をしていただくことになる。また、資料 2022-VU 作 1-2 の運営方針に基づき、アドホックグループの設置が可能であることから、システム提案を行った者以外が作業構成員となることは排除していない。ただし、アドホックグループは主任が設置するので、

資料 2022-VU 作 1-7「今後の検討の進め方（案）」の 2（4）に基づき、主任への届出が必要となる。

（9）“作業班の外側”の議論について。

- ・ “作業班の外側”の当面の作業は、作業班会合にアップロードするために、分類別代表者が、作業班構成員の意見を取り纏めることである。最終的には、分類された各システムをどういった形で周波数分配に結びつけていくのか、作業班会合自体で議論しなければならないが、それに至るまでの前提作業として、各分類別に代表者が会合を主宰し、ご議論いただきたい（“作業班の外側”）。

（10）分類別ないし分類間会合（“作業班の外側”）への事務局の参加について

- ・ 全ての分類別・分類間会合に、事務局が必ず参加できる保障はないが、ご依頼があればご希望にそうようにしたい。ただし、仮に参加したとしても、構成員としてではなく、あくまで傍聴者としてお伺いさせていただくのであって、検討の進め方等に関するご質問があればお応えさせていただくにとどまる。それ故、資料 2022-VU 作 1-2 の運営方針では、電波政策課が作業班の事務局に当たると定めているが、“作業班の外側”の会合へは電波政策課は事務局として関与しないとご理解いただきたい。

（11）システム提案を行っていない（社）日本ケーブルテレビ連盟の分類別作業班（“作業班の外側”）への参加の仕方について。

- ・ ケーブルテレビシステムと、その他の提案システムとの両立性についての懸念を想定し、分類【その他】のその他として（社）日本ケーブルテレビ連盟に作業班構成員としてご参加いただいた。それ故、ご自身の意志で各分類別・分類間会合に参画いただきたい。

（12）資料 2022-VU 作 1-9 の右下にある V/U 帯一部答申希望（平成 19 年（2007 年）6 月頃）の“一部”の意味について。

- ・ 参考資料 VU 作 1-1 の諮問書に基づき設置された、本作業班会合の上位にある電波有効利用方策委員会は、VHF/UHF 帯以外の周波数についても答申を行うことが任務となっている。仮に VHF/UHF 帯の結論が完璧に出されたとしても、あくまで同委員会の議論としては一部分が出来上がったにとどまり、それ故あくまで一部答申となる。ただし、VHF/UHF 帯に関してのみいえば、一部ではなく、全部答申となる。なお、一部答申を出すのは同委員会となるので、作業班としては、これに間に合うように同委員会へのインプットが求められる。

（13）作業班の代表者会合の進行形態について。

- ・ 案件の数によって異なるが、必要な審議ができる形で、時間をとって進めさせていただ

きたい。

(14) 作業班構成員の位置付けについて。

- ・ 作業班会合の結果が、最終的に情報通信審議会の答申となり、それに総務省が拘束される。それ故、資料 2022-VU 作 1-5 の作業班構成員は、情報通信審議会の作業班“委員”であり、一部答申の暁には、作業班構成員として、全ての構成員名を掲載させていただきたい。

(15) 次回の第 2 回作業班会合（代表者会合）の開催について。

- ・ 特に問題がなければ、2006 年 8 月 3 日（木）14：00 から開催することとし、別途ご案内させていただきたい。

以 上